

角田市上下水道官民連携事業発注者支援業務委託 仕様書

角田市上下水道官民連携事業発注者支援業務委託（以下「本業務」という。）の実施について、角田市（以下「発注者」という。）と受注者は業務委託の仕様を次のとおり定めるものとする。

1. 業務の名称

令和8年度 角田市上下水道官民連携事業発注者支援業務委託

2. 業務の目的

本業務は角田市の「角田市官民連携等基盤強化推進事業導入可能性調査業務委託」の結果及び「角田市水道事業アセットマネジメント」を踏まえ、官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5])の導入を目指すため、業務の範囲やサービスの水準等を明確化した角田市ウォーターPPPの事業者選定と契約締結までの支援を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月26日まで

ただし、業務の進捗等に応じ、発注者及び受注者による協議のうえ履行期間を延長することを認める。

4. 業務の対象

・対象範囲

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 水道事業 | 市内一円 |
| (2) 公共下水道事業（污水） | 727.4ha |
| (3) 農業集落排水事業（高倉地区） | 24ha |
| (4) 農業集落排水事業（金津地区） | 86ha |

・対象施設

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 水道 | 299,036m |
| (2) 公共下水道（污水） | 129,510m |
| (3) 農業集落排水施設 | 20,274m |

5. 業務内容（その1）

（1）前提条件の整理・検討

a 参加資格要件の検討

本業務を安定的・長期的に遂行できる民間事業者を適切に絞り込むための要件体系の検討支援を行う。

b 業務対象範囲の検討

本事業の業務対象範囲の検討を支援する。

c リスク分担案の検討

リスクの要因となるリスク項目を抽出し、リスク分担の具体的内容及び官民での分担方法についてリスク分担表に整理すること。

d 性能発注に係る要求水準の検討

要求水準の作成にあたり、技術基準の適用とその位置づけを明確にすること。施設別要求水準を確認方法と共に整理すること。性能発注・仕様発注については、水道事業における官民連携に関する手引き（厚生労働省）及び下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン（国土交通省）のうち「レベル3.5の要件②性能発注」に従うものとする。

e プロフィットシェアの方法の検討

受託者に付与するインセンティブの在り方を検討し、導入するプロフィットシェアの仕組みについて整理すること。

（2）事業スケジュールの作成

ウォーターPPPの導入に向けて必要となる公募準備、公募・入札、事業開始時期及び事業期間等を設定し、事業の全体スケジュールを作成すること。

（3）事業費の精査、債務負担行為の設定支援

多面的な観点（前提条件、事業性、事業費及び人的資源等）から事業特性を評価し、ウォーターPPPの導入目的を満たすことができる事業スキームを構築すること。

（4）公募資料の作成

・募集要項（案）、要求水準書（案）の作成

（5）民間事業者サウンディング

必要に応じて民間事業者へのサウンディングを実施し、民間事業者からの質問及び意見をとりまとめ、その意見を踏まえて事業スキームの内容を決定すること。

（6）その他

その他発注者の要望に応じて対応を行うこと。

6. 業務内容（その2）

（1）公募資料の作成

- ・様式集、開示資料及び事業者選定基準、契約書（案）及びモニタリング基本計画（案）の作成
- ・履行期間中、業務の契約内容を確実に遂行し、かつ、要求水準を安定的に充足することを確認・評価するためのモニタリング手法や体制を検討すること

（2）事業者選定支援

a 質問回答対応支援

公表した募集要項等に対する民間事業者の質問・意見を整理し、回答書を作成すること。

b 競争的対話支援

発注者と民間事業者との間で仕様等についての対話を行うに際し支援を実施する。

c 現地説明会支援

現地説明会の開催に際し、必要な支援を実施する。

d 審査支援

審査体制、審査プロセス案の設計のほか、評価基準案の作成、提案書の受付・形式審査、ヒアリング審査の運営支援等を実施する。

（3）契約締結支援

選定された民間事業者と本事業の契約締結に向けて、契約書（案）についての最終的な疑義を調整し、契約締結に関する支援を行うこと。

（4）その他

その他発注者の要望に応じて対応を行うこと。

7. 中間納品

本業務において、上記業務内容（その1）が完了した時点で業務内容（その1）に係る成果品を収めること。また、納品により業務内容（その1）が完了したことが認められた時、指定部分に相応する業務委託料を支払うこととする。

8. 打合せ

打合せに関しては、初回打合せ、中間打合せ4回、最終打合せの全6回を予定する。なお、上記以外にも必要に応じ、発注者と受注者の協議により、打合せを行うこととする。

9. 協議書作成及び報告書作成

本業務での検討過程と結論を報告書及び関係書類として作成する。

- (1) 報告書の作成
- (2) その他関係図書の作成
- (3) 打合せ議事録の作成
- (4) 報告書の概要資料 (A3 版用紙 1~2 枚までにまとめる)

10. 成果品

成果品は以下のとおりとし、角田市上下水道事業所に納品するものとする。

- (1) 業務報告書 2 部
- (2) 打合せ議事録 2 部 (報告書に綴じる)
- (3) その他参考資料 原稿一式
- (4) 成果品の電子データ (CD-ROM 1 式) 2 部

11. 著作権の帰属

本業務に係る成果物の著作権は本市に帰属するものとする。ただし、写真や地図の素材について、他に著作権を有しているものがあるときは、その仕様に関する手続きを受注者にて行うこととする。なお、使用権を得て使用する写真等の素材についての著作権の市への譲渡はないものとする。

12. その他

本仕様書にない事項で疑義が生じた場合は、速やかに調査員と協議し、その指示に従うものとする。